

日行連発第866号
平成17年12月21日

各 単 位 会 長 殿
各 役 員 殿

日本行政書士会連合会
会 長 宮 内 一 三

行政書士法施行規則の一部改正について

行政書士法第19条第1項に係る行政書士法施行規則の一部改正について、
総務省より別紙のとおり公布通知がありましたので、お知らせします。

以 上

事 務 連 絡
平成 17 年 1 2 月 2 1 日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 164 号。以下「改正省令」という。）が平成 17 年 1 2 月 2 1 日に公布され、平成 17 年 1 2 月 2 6 日から施行されることとなりました。

改正省令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 55 号）の施行により、型式指定を受けた新車の自動車を対象とする自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムが東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の区域において平成 17 年 1 2 月 2 6 日から稼働されるに際し、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び者を定めることを内容としたものであり、その概要は下記のとおりですので、お知らせいたします。

記

- 1 法第 19 条第 1 項ただし書の規定に基づき、定型的かつ容易に行える手続として、自動車登録ファイルへの登録の対象となる自動車であって、当該登録を受けたことがない新車であり、かつ、その型式について国土交通大臣の指定を受けたものについて、以下に掲げる申請を同時に行う場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「車庫法」という。）附則第 2 項による適用地域に関する経過措置の適用がある場合にあっては、（2）に掲げる申請）の手続を定めることとされたこと。
 - （1）車庫法第 4 条第 1 項ただし書の規定により警察署長に対して行う、自動車の保管場所の確保を証する旨の通知を国土交通大臣に対して行うべきことの申請
 - （2）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条第 1 項の規定により国土交通

大臣に対して行う自動車の新規登録の申請であって、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により書面等により行うことに代えて電子情報処理組織を用いて行うもの

ただし、上記（1）の申請の手続にあつては、当該手続のうち、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第2条第2項の規定により、書面申請の場合における当該申請書に係る記載事項を上記（1）の申請を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行う部分に限るものとされ（行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。（以下「則」という。））第20条第1項関係）、同規則第1条第2項各号に掲げる使用権原疎明書面等のいわゆる添付書面に係る記載事項の入力に係る部分は含まれないものであること。

- 2 法第19条第1項ただし書の規定に基づき、上記1の手続に関し相当の経験又は能力を有する者として、社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）を定めることとされたこと（則第20条第2項関係）。

なお、則第20条第2項で規定する者は、法人としての自販連であることから、自販連の会員である法人は含まれないものであること。

- 3 これにより自販連は、他人の依頼を受け報酬を得て、上記1の手続について電磁的記録の作成を行えることとされたものであること。

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の概要

(平成 17 年総務省令第 164 号、平成 17 年 12 月 21 日公布)

1 改正の趣旨

本年 12 月 26 日から、型式指定を受けた新車の自動車を対象とする自動車保有関係手続のワンストップサービス・システム（以下「一部稼働する O S S」という。）が一部地域で稼働するに際し、行政書士法第 19 条第 1 項ただし書の規定による総務省令で定める手続及び者として、一部稼働する O S S の手続及び社団法人日本自動車販売協会連合会（自販連）をそれぞれ定めるもの。

本改正により、行政書士及び行政書士法人に加え、自販連が一部稼働する O S S における官公署に提出する電磁的記録の作成業務を有償で行えることとなるもの。

...東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府

2 改正内容

(1) 「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続」の指定

【第 20 条第 1 項関係】

- ・今般の一部稼働する O S S の内容にあわせ、次の対象車両及び申請に係る手続を指定する。

< 対象車両 > 型式指定を受けた新車の自動車

< 申請手続 > 一部稼働する O S S を利用して行う手続

具体的には、

保管場所の確保を証する通知の申請手続の一部（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭 37 法 145）第 4 条第 1 項ただし書）
自動車の新規登録及び新規検査の申請
（道路運送車両法（昭 26 法 185）第 7 条第 1 項及び第 59 条第 1 項）

(2) 当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」の指定 【第 20 条第 2 項関係】

- ・社団法人日本自動車販売協会連合会を指定する。

3 施行期日

平成 17 年 12 月 26 日

総務省令第六十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条第一項ただし書の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年十二月二十一日

総務大臣 竹中 平蔵

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 行政書士会及び日本行政書士会連合会（第十三条 第十九条）」を

「第六章 行政書士

第七章 雑則（第

会及び日本行政書士会連合会（第十三条 第十九条）

に改める。

（二十条）

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者)

第二十条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、道路運送車両法(昭和二十六年

法律第百八十五号)第四条に規定する自動車であつて、同条に規定する登録を受けたことがなく、かつ、

同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時

に行う場合における当該申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号

(附則第二項の規定により同法第四条の規定が適用されない場合にあつては、第二号に掲げる申請)の手

続(第一号に掲げる申請の手続にあつては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行

規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)第二条第二項の規定による同規則第一条第一項の申請書に記

載すべき事項の入力に係る部分に限る。)とする。

一 自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書に規定する申請

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一

項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定す

る新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請

2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会とする。

附 則

この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

行政書士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）

傍線部が改正部分

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 行政書士会及び日本行政書士会連合会（第十三条 第十九条）</p> <p>第七章 雑則（第二十条）</p> <p>第七章 雑則</p> <p>（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者）</p> <p>第二十条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車であつて、同条に規定する登録を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時に行つ場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）附則第二項の規定により同法第四条の規定が適用されない場合にあつては、第二号に掲げる申請）の手続（第一号に掲げる申請の手続にあつては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）（第二条第二項の規定による同規則第一条第一項の申請書に記載すべき事項の入力に係る部分に限る。）とする。）</p> <p>一 自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（同上）</p> <p>第六章 行政書士会及び日本行政書士会連合会（第十三条 第十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

に規定する申請

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請

2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会とする。

行政書士法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 （略）

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する國務大臣の意見を聴くものとする。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）（抄）

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条 に規定する処分、同法第十二条 に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りでない。

2 （略）

附 則

（適用地域等に関する経過措置）

2 第四条から第七条（第十三条第四項において準用する場合を含む。）まで及び第十三条第三項の規定は、当分の間、第四条第一項の処分に係る自動車又は軽自動車である自動車の区分に従いそれぞれ政令で定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車の保有者については、適用しない。

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（抄）

(保管場所の確保を証する書面等)

第二条 (略)

- 2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

附則

- 2 法附則第二項の政令で定める地域は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特別区及び市町村の区域とし、その区域は、平成十二年六月一日における区域とする。

- 一 法第四条第一項の処分に係る自動車 特別区並びに市、町及び別表第一に掲げる村の区域
- 二 (略)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)(抄)

- 第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)第二条第一項の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通(都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。第四条第一項及び第八条第二項において同じ。)を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請を行う場合において、申請書二通のうち一通(同項の規定による別段の定めにより申請書一通を提出することとされる場合)にあつては、当該申請書(には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面
- 二 当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図
- 三 当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図(当該申請に係る場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記すること。)

3・4 (略)

- 第二条 法第四条第一項ただし書の申請は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と当該申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うものとする。

- 2 前項の申請を行う者とする者は、前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項及び同条第二号又は第三号に掲げる書面に記載すべき事項を、当該申請を行う者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能の全てを備えたものから入力して、当該申請を行わなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

第二章 自動車の登録等

（登録の一般的効力）

第四条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、第十五条の二第五項、第十六条第二項若しくは第八項の一時抹消登録証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 (略)

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

三・四 (略)

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 第三十三条第四項 譲渡証明書

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三・四 (略)

5 (略)

6 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一条第四項の交付の申請と同時にしなければならない。
（譲渡証明書等）

第三十三条 自動車を譲渡する者は、次に掲げる事項を記載した譲渡証明書及び一時抹消登録証明書（一時抹消登録があつた自動車を譲渡する場合

に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

一〇四 (略)

2・3 (略)

4 自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)により登録情報処理機関に提供することができる。

5 (略)

第五章 道路運送車両の検査等

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下、「検査対象外軽自動車」という。))及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 (略)

(新規検査)

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車(以下、「検査対象軽自動車」という。))若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2 新規検査(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを除く。)の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならない。

3 (略)

4 第七条第三項(第二号に係る部分に限る。)、第四項(第二号に係る部分に限る。))及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。
(自動車の指定)

第七十五条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2・3 (略)

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の指定を受けたもの(第八項において、「指定外国製作者等」という。))に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第七項及び第八項において同じ。)を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。))に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登

録情報処理機関に提供することができる。

6～8 (略)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3・4 (略)